

12月定例会で可決された意見書

真の地方分権改革の確実な実現を求める意見書

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行政運営を確立することにある。

地方六団体は、平成18年度までの第1期改革において、3兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年の3.2兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る7月20日に残り6,000億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

政府・与党においては、11月30日に「三位一体の改革について」を決定した。この中で地方への税源移譲を3兆円規模としたことを始め、施設整備費国庫補助負担金の一部を税源移譲の対象としたことや、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後、真の地方分権改革の確実な実現に向け、「地方の改革案」に沿って平成19年度以降も「第2期改革」として、更なる改革を強力に推進する必要がある。

よって、国においては、平成18年度の地方税財政対策において、真の地方分権改革を実現するよう、次の事項について強く要望する。

- 1 地方交付税の所要総額の確保
平成18年度の地方交付税については「基本方針2005」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来すことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。
また、税源移譲が行われても、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。
- 2 3兆円規模の確実な税源移譲
3兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への10%比例税率化により実現すること。
また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。
- 3 都市税源の充実確保
個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。
- 4 真の地方分権改革のための「第2期改革」の実施
政府においては、「三位一体の改革」を平成18年度までの第1期改革にとどめることなく真の地方分権改革の確実な実現に向け、平成19年度以降も「第2期改革」として「地方の改革案」に沿った更なる改革を引き続き強力に推進すること。
- 5 義務教育費国庫補助負担金について
地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方の改革案」に沿った税源移譲を実現すること。
- 6 施設整備費国庫補助負担金について
施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50%とされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、「第2期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。
- 7 法定率分の引き上げ等の確実な財源措置
税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。
- 8 地方財政計画における決算かい離の同時一体的な是正
地方財政計画と決算とのかい離については、平成18年度以降についても、引き続き同時一体的に規模是正を行うこと。
- 9 「国と地方の協議の場」の制度化
「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため「国と地方の協議の場」を定期的開催し、これを制度化すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月14日

綾瀬市議会議員 近藤 秀二

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官
金融・経済財政政策担当大臣 総務大臣 財務大臣 あて

意見書とは、広く社会一般の利益に関する事柄で、直接、議会の権利が及ばない国等の事務について、議会としての意思をまとめた文書のことをいい、市民の皆さんからの要望や意見を国政や県政に反映させるために、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。
これは、地方自治法第十九条の「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」という規定に基づくものです。

『意見書』とは

陳情の審査結果

付託委員会	教育福祉常任委員会
番号	第46号
件名	障害者自立支援法の施行に関する国への意見書提出についての陳情
審査日と結果	平成17年12月6日 趣旨不了承

委員会の行政視察

各委員会は、情報を収集し、専門的知識を深め、優れた施策を市政に反映させるため、先進地等を視察して、特定事項について調査しました。視察内容の詳細は、議会事務局で閲覧できます。

総務常任委員会

視察日程・十月十二日～十四日
【兵庫県尼崎市】
Y A A るぞ運動(全庁的改革改善実践運動)について
【和歌山県和歌山市】
入札・契約制度の改革について
【大阪府泉佐野市】
有料広告募集事業について

教育福祉常任委員会

視察日程・十月十二日～十四日
【滋賀県湖南市】
発達支援室について
【滋賀県野洲市】
野洲図書館、ほほえみ情報交流センターについて

滋賀県栗東市

栗東市総合福祉保健センター(なごやかセンター)について

経済建設常任委員会

視察日程・十月十七日～十九日
【石川県七尾市】
「七尾フィッシュヤーマンズ・ウィフ」プロジェクトについて
【七尾都心ルネッサンス都心軸整備事業について】
【石川県輪島市】
本町・朝市通り整備事業について

議会運営委員会

視察日程・七月二十日
【逗子市】
本会議のインターネット中継について

基地対策特別委員会

視察日程・七月二十五日～二十六日
【岐阜県各務原市・岐阜基地】
基地対策について
【騒音対策について】
防衛補助関連事業について
基地内視察

詳しい内容は 会議録で

市議会報は、紙面の都合で発言の一部を掲載しています。詳しくは、議会事務局、市立図書館、市役所内情報公開コーナーに備えてある本会議録、委員会記録をご覧ください。
また、市ホームページの議会のコーナーでも、会議録の閲覧、検索ができます。市のホームページアドレスは、www.city.ayase.kanagawa.jpです。ぜひご利用ください。
なお、十二月定例会の会議録は、三月上旬から閲覧できる予定です。

市議会への請願や陳情

◆どなたでも提出できます

市民の皆さんは、どなたでも身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願又は陳情といいます。

◆提出には、次のことに注意してください

《例》

〇〇〇に関する請願(陳情)

平成 年 月 日

綾瀬市議会議員 殿

紹介議員
(署名又は記名押印)

請願(陳情)者
住所
氏名 〇〇〇〇 印

趣旨
理由

- 書式は《例》を参考にして日本語で簡潔にまとめてください。内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
- 請願には、1名以上の紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。
- 請願(陳情)者が複数の場合は、代表者を決めてください。
- 請願(陳情)は、必ず持参により定例会初日前3日(土日、祝日を除く。)までに提出願います。
なお、郵送の場合は、請願(陳情)として受け付けることはできませんが、要望書として全議員に配付します。
- 請願(陳情)者の住所・氏名は一般に公開されますので、あらかじめ御了承ください。
- 詳細及び御不明な点は、議会事務局までお問い合わせください。